

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）
分担研究報告書

補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究
— 障害児から障害者への移行時の問題について—

研究分担者 芳賀 信彦 東京大学 医学部附属病院

研究分担者 三田 友記 国立障害者リハビリテーションセンター 研究所

研究分担者 山崎 伸也 国立障害者リハビリテーションセンター 企画情報部 情報システム課

研究要旨

本研究の目的は、①補装具費支給事務の円滑な運用への提言を行い、②補装具の種目構造等を整理・明確化するとともに、③基準額算定のための評価手法の開発を行うこと、である。

障害児から障害者への移行時の問題抽出のためのアンケート調査を行った。

1) 市町村へのアンケート調査は、更生相談所へ求める技術的助言、更生相談所との連携を問う設問を用意した。市町村 44.9% (783/1743) の回収率であった。

2) 更生相談所へのアンケート調査は、市町村への技術的助言、市町村との連携、障害児から障害者へ移行したときの判定で困難と感じている部分についての設問を用意した。更生相談所 90% (70/77) の回収率であった。

分析の結果から、障害児から障害者へ移行時に行う判定では、3/4の更生相談所が何らかの判定の困難さを感じていた。調査の結果から抽出できた問題点は以下の3つであった。

- ・ 障害児の支給決定理由と、更生相談所の判定を異なる部分が発生する可能性がある。
- ・ 本人や保護者、関係者が制度を理解していないこと。
- ・ 障害児時代の補装具支給に関する情報の共有が必要である。

以上3つの課題が挙げられた。

A. 研究目的

本研究の目的は、①補装具費支給事務の円滑な運用への提言を行い、②補装具の種目構造等を整理・明確化するとともに、③基準額算定のための評価手法の開発を行うこと、である。障害児から障害者への移行時の問題については、1) 障害児に対しては購入を決定している市町村に対してのアンケート調査、2) 障害者に対して判定を行っている更生相談所に対してアンケート調査を行った。得られたアンケート調査の結果を通して運用の実態を明確にするため、回答の分析を行った。

B. 研究方法

補装具支給に携わる全国の更生相談所と市町村に対して、補装具費支給の実態を把握するための調査票を作成しアンケート調査を行った。調査の方法は

1) 更生相談所に対するアンケート調査

市町村が身体障害児へ補装具費の支給決定をするに当たり、更生相談所に技術的助言を求めてくることによる市町村との連携や、障害児から障害者へ移行したときの判定で困難と感じている部分について抽出するため調査票を作成し、郵送によるアンケート調査を行った。

身体障害者更生相談所 77 件に対しては、令和元年 9 月末に調査票を送付し、11 月下旬を締切りとして回収した。締切に時点での回収率が 70%程度であったことから督促状を送り、90.9% (70/77) の回収率となった。

2) 市町村に対するアンケート調査

更生相談所への調査票と同様、更生相談所へ技術的助言を求めているかを通して、更生相談所との連携を調査、更に障害児へ補装具費を支給する時点で更生相談所と常に情報を共有しているかを問う設問を用意した。

全国の市町村 1743 件に対して令和元年 10 月末に調査票を送り、12 月下旬を締切とした。44.9%

(783/1743) の回収率であった。

3) 集計方法

市町村と更生相談所間の障害児に関する技術的助言の問題と、普段からの市町村と更生相談所間での情報共有についてアンケート結果を集計し、分析を行った。

(倫理面への配慮)

調査票には、個人を含まないため「非該当」と判断した。また、提示すべき利害関係はない。

C. 研究結果

1. 市町村が更生相談所へ求める技術的助言について

市町村が身体障害児に補装具を支給する際、市町村が更生相談所に技術的助言(地方自治法第245条の4の規定に係わらず、電話等の問い合わせによる助言も含む)を求めているかの設問に対し、常に求めているが15%、たまに求めているが73%、求めていないが6%、その他が5%件であった。これに対して、更生相談所へ行った同様の設問では、よく求められる44%、たまに求められる47%、ほとんど求められない3%件、その他6%であった。

市町村が更生相談所へ技術的助言を求める内容

(複数回答可)は、特例補装具の申請があったときが67%、必要性の根拠が不明確なとき55%、見積もりに高額な部品が使われていたとき49%、複数個の申請があったとき49%であった。使用する部品が変更になったとき29%であった。これに対し、更生相談所が市町村から技術的助言を求められていると回答(複数選択可)のあった内容は、特例補装具の申請があったときが93%、複数個の申請があったとき89%、高価な製品や部品を使うとき79%、必要性の根拠が不明確な場合76%、その他13%であった。

市町村に障害児に関する情報を更生相談所と情報共有しているかとの設問に、全ての補装具の種目を平均すると基準内30%、特例補装具46%であった。

更生相談所が、市町村が支給決定してきた補装具

についての情報を共有しているかとの設問に、必要に応じて情報共有しているが43%、常に情報共有しているは39%、ほとんど情報共有していないは16%、であった。

2. 更生相談所が抱える障害児が障害者へ変わるとき判定の困難さ

更生相談所が身体障害児から申請障害者へ移行するときに、判定の困難さを感じるかとの設問に対し、常にある18%、たまにあるが67%であり、全体の3/4の更生相談所が判定の困難さを感じていた。

どの様なところが困難であると感じているかとの問い(複数回答可)に対する回答では、身体障害児と身体障害者に対する判定の考え方の差異を本人や保護者、関係者に理解してもらおうところが74%、支給する補装具の数の問題が83%、制度を理解してもらおうための場がないところが43%、その他で10%であった。

身体障害児から身体障害者へ移行してもいつでもスムーズな判定が行えるようにするための意見を自由筆記で記入して頂く設問では、事前説明で制度の考え方について理解してもらおうが19件、障害児のときからしっかりとした判定をしておく 8件、市町村と更生相談所間で情報共有しておくが 7件、申請に対し、支給決定の理由を明確に示しておくが 4件であった。

D. 考察

市町村が更生相談所に求めている技術的助言は、更生相談所がよく求められているとの回答が最も多かったが、市町村ではたまに求めているとの回答が最も多かった。市町村は更生相談所が思っているほど、密に助言を求めているとは考えていなかった。そのため、更生相談所と同じ判断で購入決定しているか不明なところである。

技術的助言の内容は、特例補装具に関する意見を除くと、更生相談所の回答は、1)高価な製品や部品が含まれている場合、2)複数個の申請について、3)必要性の根拠が不明確な場合の順で意見が多かった。一方市町村は、回答のあった項目は同じであ

ったが、3番目に上げられていた「必要性の根拠が不明確な場合」が最も多く、市町村と更生相談所間で重要と感じている点が異なることが分かった。

また、更生相談所の3/4が、何らかの形で障害児が障害者へ移行するときに判定の困難さを感じており、その内容も、1) 本人や保護者、関係者が制度を理解していない、2) 複数個から1個支給に変わるところの2点が大きな問題として挙げられた。問題点の解決策でも、身体障害児として補装具費の支給を受けているときから制度に関する理解を深めてもらうため、事前説明が必要との意見が多かった。他の意見も、判定自体も障害児と障害者を区別せず、一貫して同じ考えで判定するという意見も挙げられていた。

根本的には、利用者および関係者にいかに制度を理解してもらうかという課題であった。

また、情報共有については、身体障害児時代の情報を障害者の判定時にスムーズに情報提供してもらうことが必要との意見があった。如何に市町村から過去の情報を得る仕組みが取れるかが課題であることが分かった。

E. 結論

補装具費支給制度の障害児から障害者へ移行するときの課題は、市町村が障害児へ補装具の支給決定するための十分な情報を収集ができていない。また、全ての市町村と更生相談所で密な情報共有ができていないわけではないため、更生相談所の判定を異なる部分が発生する可能性がある。

更生相談所が障害児から障害者になった利用者の判定を行うためには、利用者及び関係者に制度に関する理解を得ることが重要である。

また、障害児時代の補装具支給に関する情報の共有が必要である。

以上3つの課題が挙げられた。

F. 健康的危険情報

(分担研究報告書には記入せずに、総括研究報告書にまとめて記入)

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

(発表誌名巻号・頁・発行年等も記入)

H. 知的財産権に出願・登録状況 (予定を含む)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし